

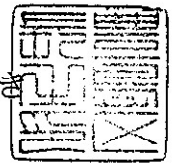
豊島区環境審議会  
会長 蟹江 憲史 様

## 諮 問 書

豊島区環境基本条例（平成20年豊島区条例第20号）第20条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

令和5年9月4日

豊島区長 高 際 み ゆ き



記

### 1. 諮問事項

第二次豊島区環境基本計画の中間の見直しについて

### 2. 諮問理由

近年の地球温暖化による気候変動は、酷暑や大型台風など甚大な自然災害を引き起こし、さらには、生態系にも様々な影響を及ぼしています。

本区は、令和2（2020）年にSDGs未来都市に選定され、翌年にはゼロカーボンシティを宣言しました。また、「2050 としまゼロカーボン戦略」を策定するとともに、脱炭素社会の実現を目指し、一層の環境保全への取組を推進するため、豊島区環境基本条例を改正いたしました。

平成31（2019）年3月に策定した豊島区環境基本計画では、「みんなが主役 文化とともに発展するエコシティ としま」を目指すべき環境都市像として掲げ、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的に推進してまいりました。

現行計画は策定から5年が経過しており、区政における環境の重要性が大きくなってきている今般、SDGsの理念を踏まえ、脱炭素社会の実現、プラスチック資源回収をはじめとする資源循環や、安全で美しい都市環境などの課題への対応を踏まえつつ、更なる持続可能な環境都市づくりを進めていくべく、「第二次豊島区環境基本計画の中間の見直しについて」ご審議をいただきたく、ここに諮問いたします。